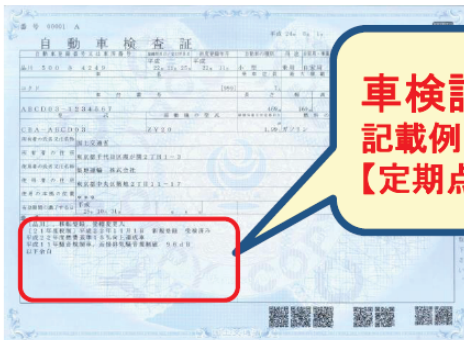


# 車検証備考欄への 点検等の指導履歴記載のお知らせ

## 点検等の勧告を発動した履歴の 車検証備考欄への記載が始まりました!!

(確実な定期点検整備の励行による車両管理の必要性の啓発強化)



車検証のこの部分に履歴が記載されます  
記載例:  
【定期点検整備実施の指導履歴】平成27年6月1日勧告

### 点検等の勧告が発動された指導履歴が記載されるケース

#### 継続検査

- 摩耗劣化にかかる箇所が検査不合格となり限定検査証が交付される
- 最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない※

#### 街頭検査等

- 摩耗劣化にかかる箇所が保安基準不適合であり整備命令書が交付される
- 最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない※

※自動車点検基準に定められている、自家用乗用車・二輪車・軽自動車については2年ごとの点検箇所、その他の自動車については12ヶ月ごとの点検箇所の定期点検整備

「点検等の勧告」を発動

- ①勧告書の交付
  - ②車検証の備考欄へ指導履歴記載(登録自動車及び小型二輪車が対象)
- ◎指導履歴の記載は抹消や名義変更等があった場合でも自動車の保守管理情報として引き続き記載されます

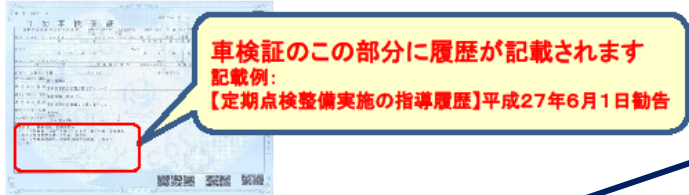
### 備考欄に記載された指導履歴の削除

自動車使用者から運輸支局等の検査窓口に申告があった場合において、使用者から提示のあった2回分の点検整備記録簿等により、自家用乗用車・二輪車の場合は法令で定められた2年点検(その他の自動車の場合は12ヶ月点検)が2回連続して適切に実施されていると判断した場合には、指導履歴を削除します。

**ご不明な点等ご質問は最寄りの運輸支局、検査登録事務所の  
検査窓口までお願いします!**

# 点検等の勧告を発動した履歴の 車検証備考欄への記載が始まりました!!

(確実な定期点検整備の励行による車両管理の必要性の啓発強化)



自動車点検基準  
第5条第1項  
※次ページ参照

2項目とも該  
当した場合の  
み、指導履歴が  
備考欄に記載さ  
れます。

## 点検等の勧告が発動された指導履歴が記載されるケース

<b>継続検査</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 摩耗劣化にかかる箇所が検査不合格となり限定検査証が交付される</li><li>○ 最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない*</li></ul>	<b>街頭検査等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 摩耗劣化にかかる箇所が保安基準不適合であり整備命令書が交付される</li><li>○ 最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない*</li></ul>	【点検等の勧告】を発動 ① 勧告書の交付 ② 車検証の備考欄へ指導履歴記載(登録自動車及び小型二輪車が対象) ③ 指導履歴の記載は抹消や名義変更等があった場合でも自動車の保守管理情報として引き続き記載されます
--	---	---

\*自動車点検基準に定められている、自家用乗用車・二輪車・軽自動車については2年ごとの点検箇所、その他の自動車については12ヶ月ごとの点検箇所の定期点検整備

継続検査において、前回の継続検査に係る点検整備実施状況が確認出来ない場合。  
ただし、今回の継続検査時において、点検整備を実施している場合には、勧告の対象にはなりません。

## 備考欄に記載された指導履歴の削除

自動車使用者から運輸支局等の検査窓口に申告があった場合において、使用者から提示のあった2回分の点検整備記録簿等により、自家用乗用車・二輪車の場合は法令で定められた2年点検(その他の自動車の場合は12ヶ月点検)が2回連続して適切に実施されていると判断した場合には、指導履歴を削除します。

街頭検査において、直近の継続検査に係る点検整備実施状況が確認出来ない場合。

ご不明な点等ご質問は最寄りの運輸支局、検査登録事務所の検査窓口までお願いします!

## ユーザーが限定検査証を持参した場合の事業様のご対応方法

**現車を持込される場合**  
限定検査証の有効期間内に(15日間)、摩耗劣化にかかる箇所を再整備し、分解整備に該当する場合には、分解整備記録簿を交付するとともに、運輸支局へ現車の提示をお願いします。

**指定整備扱いの場合**  
限定検査証の有効期間内に(15日間)、摩耗劣化にかかる箇所を再整備し、指定整備記録簿を交付し、運輸支局へ限定保安基準適合証の提出をお願いします。

## ユーザーが整備命令書を持参した場合の事業様のご対応方法

整備命令書に記載のある該当箇所を整備し、分解整備に該当する場合には、分解整備記録簿をユーザーに交付して下さい。

## 備考欄に記載された指導履歴の削除について

自動車使用者から運輸支局等の検査窓口に申告があった場合において、指導履歴が削除されます。申告が無い場合には、履歴は削除されませんので、ご注意ください。  
なお、指導履歴の削除については、2回連続して適切に実施されていることが必要となります。  
勧告の発動後ただちに点検整備(後整備)を実施した場合には、自家用乗用の場合2年後の継続検査時に点検整備を実施し申告することで、指導履歴の削除となります。 ※2年後に履歴が削除  
また、勧告の発動後ただちに点検整備(後整備)を実施しなかった場合には、次回の継続検査及びその次の継続検査において適切に点検整備を実施し、申告する必要があります。 ※4年後に履歴が削除

## 自動車点検基準

第5条第1項 法第54条第4項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態（法第71条の2第2項において準用する場合も含む。）は、別表第8に掲げるとおりとする。

※道路運送車両法第54条第4項（整備命令等）

※道路運送車両法第71条の2第2項（限定自動車検査証等）

別表第8（劣化又は摩耗により生ずる状態）（第5条関係）

装置	劣化又は摩耗により生ずる状態
かじ取り装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハンドルの操作具合の不良</li> <li>2 ギヤ・ボックスの油漏れ</li> <li>3 ロッド類又はアーム類の緩み、がた又は損傷</li> <li>4 ロッド類又はアーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂又は損傷</li> <li>5 かじ取り車輪のホイール・アライメントの不良</li> <li>6 パワー・ステアリング装置のベルトの緩み又は損傷</li> <li>7 パワー・ステアリング装置の油漏れ</li> <li>8 フロント・フォークの損傷</li> <li>9 フロント・フォークのステアリング・ステムの取付状態の不良</li> <li>10 フロント・フォークのステアリング・ステムの軸受部のがた</li> </ol>
制動装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主制動装置のきき具合の不良</li> <li>2 駐車ブレーキのきき具合の不良</li> <li>3 ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良</li> <li>4 マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ又はディスク・キャリパの液漏れ</li> </ol>
走行装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 フロント・ホイール・ベアリングのがた</li> <li>2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた</li> </ol>
緩衝装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スプリングの損傷（エア・スプリングのエア漏れを含む。）</li> <li>2 緩衝装置の取付部又は連結部の緩み、がた又は損傷</li> <li>3 ショック・アブソーバの油漏れ又は損傷</li> </ol>
動力伝達装置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 トランスミッション又はトランスファの油漏れ</li> <li>2 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの連結部の緩み</li> <li>3 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂又は損傷</li> <li>4 デファレンシャルの油漏れ</li> <li>5 チェーンの緩み</li> <li>6 スプロケットの取付状態の不良又は摩耗</li> </ol>
原動機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排気の状態の不良</li> <li>2 潤滑装置の油漏れ</li> <li>3 燃料装置の燃料漏れ</li> <li>4 冷却装置のファン・ベルトの緩み又は損傷</li> <li>5 冷却装置の水漏れ</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一酸化炭素等発散防止装置の触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は損傷</li> <li>2 エグゾースト・パイプ又はマフラの取付けの緩み又は損傷</li> <li>3 マフラの機能の不良</li> </ol>